

令和7年度 事業計画

I 基本方針

我が国における急速な人口減少及び少子高齢化の進展は、高齢者のより一層の活躍が期待される要因となっております。このような社会情勢のもと、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っています。

シルバー人材センター事業全般を取り巻く環境については、令和5年10月にはインボイス制度、令和6年11月にはフリーランス法が施行される等、大きな変化に直面し、それらに適宜適切な対応が求められております。

令和7年度においては、フリーランス法の施行に伴い、フリーランスである会員（派遣契約会員は除く）が法による保護を受けるため、令和8年度からの契約方法の見直し実施に向け、会員及び関係事業所等へ周知と理解を図ります。

また、当センターにおいては、屋外作業分野で代表される剪定就業会員の高齢化に伴い、今年度からは公共機関を除くすべての防除作業の受注を中止し、さらには剪定・雪吊り作業の半数近くが受注できなくなるという状況となり、今までご利用いただいたお客様に大変ご迷惑をかけることとなりました。

今後、センターの運営については、益々きびしい状況が続くものと予想されますが、地域の特色や実情を踏まえ、社会状況の変化や会員の希望に応じた就業機会の提供や就業先の確保に努めるとともに、急速に進展するデジタル社会に対応するため、スマホやパソコンを活用して就業依頼を行う等、事務の効率化に継続して取り組んでまいります。

当センターでは、会員が笑顔で生きがいを持って就業できるよう、また、発注者や地域の皆様にとっても魅力にあふれ、親しまれるセンターを目指して、令和7年度は、次の事業計画により事業を進めます。

II 事業計画

(1) 会員の入会促進

①全会員一人1会員獲得運動の推進

- ・会員紹介カードや会員募集チラシの活用
- ・「会員紹介キャンペーン」を通年にわたり実施

②会員の入会に係る制度の活用

- ・準会員制度の活用
- ・会費の特例(夫婦会員、途中入会者)による入会促進

③「お仕事説明会」の開催(センター毎月第2、第4月曜日と随時の対応、ハローワーク毎月第3水曜日)

④積極的な広報活動等による会員入会の促進

- ・事務局だよりや就業情報のホームページ掲載と会員への配布
- ・ケーブルテレビでのシルバー活動の紹介
- ・新聞折込チラシ配布と市報掲載による会員入会の促進
- ・市内イベント参加を通じ、会員募集チラシの配布
- ・長寿会との連携による会員入会の促進

(2) シルバー事業の利用促進

- ①市内イベント参加を通じ、シルバー事業紹介パンフレットの配布
- ②ケーブルテレビなどを活用したシルバー事業のPR
- ③ホームページをリニューアルし、発注者向けのホームページを充実

(3) 会員の就業先の確保

- ①公共部門、各種団体、民間事業所への就業開拓及び新規事業の開拓
- ②ローテーション就業やワークシェアリングの推進による未就業会員の就業確保
- ③労働者派遣事業、職業紹介事業による会員の就業拡大
- ④女性会員向け業務の開拓
- ⑤会員の経験、特性、意向等会員情報のデータベース化によるマッチング機能の向上

(4) 地域社会への貢献

①介護予防・生活支援サービス事業の実施

元気な高齢者がサポートを必要とする同世代や若い世代を支えるため、小矢部市と連携を図りながら、個人家庭の清掃や洗濯、買物、食事の支度、留守番、保育・育児支援などの地域に根ざした福祉・家事援助サービス事業を推進

②空き家等管理事業の実施

小矢部市及び小矢部市自治会連合会との連携や県外・市外への広報活動の強化を図りながら、空き家等が特定空き家等になることを防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とした、市内の空き家等の管理の適正化をサポートする事業を推進

③シルバーふれあい市の開催

会員が栽培した作物、野山から採取してきた山菜、作成した小物等を持ち寄って、展示・販売する「シルバーふれあい市よってかれ」を5月から11月までの第3木曜日に開催し、会員と市民との交流を推進

④「くらし救援隊」事業の実施

豊かな知識・技術を持った会員（くらし救援隊）が高齢者世帯などのくらしの中のちょっとした困りごとを応援する事業を推進

(5) 組織の活性化と魅力向上

- ①各専門委員会の活性化
- ②特別会員制度を活用した会員の多様化への対応
- ③ポイント表彰制度の推進・浸透
- ④関係団体との協力による事業の実施
- ⑤愛称の活用と普及による魅力向上・イメージアップ

(6) 安全・適正就業の徹底

- ①巡回指導（安全パトロール）の実施
- ②交通安全・健康管理等の講習会の実施
- ③作業班別安全講習会の実施
- ④安全就業スローガンの募集による安全意識の高揚
- ⑤適正就業ガイドラインの周知徹底

(7) 研修・講習の充実

- ①先輩会員による後継者の育成
- ②就業に繋げるための会員の技術・技能の向上
- ③業務の技術・技能の向上のための独自講習会の実施
- ④女性も積極的に参加できる講習会等の実施

(8) デジタル技術の活用推進

- ①会員専用サイト「Smile to Smile（スマイル トゥー スマイル）」の活用
デジタル技術を活用した業務の効率化を継続する。

- ②「フリーランス法」への対応

令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆる「フリーランス法」について、主に「Smile to Smile」によるデジタル技術の活用により対応する。

(9) 契約方法の見直し

フリーランス法施行に伴う新たな契約関係(発注者・センター・会員間の包括契約)に向け、チラシ等を作成し、会員及び関係事業所等へ周知を図る。

(10) 施設管理受託事業の実施

指定管理者として、「小矢部市老人生きがいセンター」の施設の充実と適正な管理に努める。